

令和2年度 事業計画



社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会

令和2年度 事業計画

〈基本方針〉

少子高齢化の急速な進展、人口減少や核家族化に伴う世帯構成の変化、家族関係を含む人間関係の希薄化などにより社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困など福祉課題が複雑化、多様化しており、法律や制度だけでは解決が困難な問題が生じつつあります。

また緑区は、地域により様々な違いがあり、子育て世代が多く居住する地域や住民の多くが団地に居住する地域、戸建てに単身または高齢者のみで居住する世帯が多い地域などその地域の特性によって多様な課題が存在します。

そのような環境の中、地域住民や地域の多様な主体が身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が国において提唱されており、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・生活支援・障がい福祉などがそれぞれの分野を超えた支援が提供される地域づくりが期待されています。

これらを踏まえ本会では、「地域支えあい事業」など、地域住民の主体による生活支援サービスならびに地域住民による見守り、助けあいの活動である「ふれあいネットワーク活動」などをさらに推し進めるため、学区地域福祉推進協議会との連携をさらに強化します。また、区内で活動するボランティア・NPO、社会福祉施設・事業者、行政機関などともそれぞれの役割を超えた関わり、支援が進むよう連携・協力を進めていきます。

昨年度に開設した緑区在宅サービスセンターについては、PRをさらに強化し、緑区の地域福祉の拠点として区民の皆さまが利用しやすいセンターなるよう運営に取り組みます。あわせて、在宅サービスの提供に関する相談対応はもちろん、サービス提供の調整のための検討会や職員の研修、介護者と対象としたサロンの開催など、在宅サービスの拠点としての役割も果たしていきます。

「地域支えあい事業」については、現在事業に取り組んでいる5学区に対し支援を継続するとともに、未実施の学区に対し具体的な取り組み事例などを交えながら、事業実施に向けた働きかけを行い、事業に取り組んでいただける学区の拡大を図ります。

また、地域住民ならびに生活支援に関わる関係者の協力を得ながら、連携を進め、住民ひとりひとりの困りごとの把握ならびに解決の支援に取り組んでいきます。

共同募金配分金助成事業については、使い道をより具体的に明確化するとともに、「補助事業評価委員会（助成金審査委員会）」を拡充し、募金をしていただける方が気持ちよく協力できるような仕組みづくりを進めます。

たまり場（サロン）事業については、緑区では多くのたまり場が区内に開設されていますが、身近な地域に自分にあったたまり場が見つかるよう、たまり場づくりや広報、情報発信の充実に取り組む一方、たまり場実践者の交流会・情報交換会、講習会などを開催し既存のたまり場の運営支援を行い、地域での孤立・閉じこもりの防止、健康・生きがいづくり、仲間づくりを積極的に行っていきます。

また、子育て世代が多い緑区の特徴を活かし、世代間交流を進めるなど、緑区の特徴にあった支援を進めていきます。

福祉活動計画については、「第4次緑区地域福祉活動計画」の基本理念である「みんなで作る 人がつながり支えあうまち 緑区」のもと、各実施項目を推進します。

はつらつ長寿推進事業については、区内16会場において、健康体操やレクリエーション活動など参加者の介護予防のためのプログラムを実施しており、“こころ”と“からだ”と“頭”の健康を図るとともに、参加者が自主的な介護予防活動を始めるための支援や地域活動への参加につながるよう支援をあわせて実施していきます。

また、今年度が事業受託期間の最終年となるため、受託者の公募が予定されており、事業の継続受託ができるよう次期受託に向けた準備を進めます。

緑福社会館については、引き続き5年間、指定管理者として指定を受けたため、高齢者が主体的に活動できる企画・講座を実施するとともに、生活相談や健康相談などの窓口を設置し、心身の機能が低下しつつある高齢者の困りごとに対し相談に応じるなど、健やかでいきいきとした生活の実現に貢献できる福社会館の運営を進めていきます。

緑福社会館・児童館の運営については、引き続き、特定非営利活動法人こどもNPOとコンソーシアムを組んで運営を進めますが、併設館である利点を活かし、わんさかまつりを開催するなど、福社会館・児童館合同の事業を世代間の交流を深めます。

緑区北部いきいき支援センターについては、高齢者の身近な相談窓口として、区民への相談支援や地域のケアマネジャー等の支援、孤立防止の見守り支援、認知症の人や介護する家族への支援を関係機関との連携のもと、進めていきます。また、緑区における地域包括ケアの推進に向け、区役所・保健センター等の関係機関や地域の医療・保健・福祉等の関係者と福祉課題等について協議するとともに、地域包括ケア推進会議や認知症専門部会の事業運営に取り組んでいきます。

緑区介護保険事業所については、地域資源の活用や事業所間の連携など、より多くの方の「あなたらしさを応援」することを最優先に考えた質の高い介護サービスを安定して提供できるよう、社協の特性を活かした事業所運営を進めていきます。

これらの方針について、より効率よく実施するため、職種間の業務連携及び意思疎通を図り、社協の総合力をもって取り組んでいきます。

I 第4次緑区地域福祉活動計画の推進

1 計画に沿った事業の推進

(1) 地域の居場所づくり

近隣たまり場の交流、特色ある居場所づくり、たまり場の情報発信など

(2) 人づくり・担い手づくり

地域活動・ボランティア活動の担い手の養成など

(3) 支えあいの仕組みづくり

地域住民と専門職、関係機関の連携強化、地域支えあい活動の充実など

II 地域福祉の推進

1 地域福祉推進協議会等の支援

(1) 地域福祉推進協議会事業への支援

(2) ふれあい給食サービス事業への支援

(3) 地域支えあいマップづくりの支援

(4) 推進協つながり応援事業実施の支援

(5) 推進協連絡会・研修会の開催

(6) 学区敬老関連事業補助金の交付

(7) 学区広報協力費の交付

(8) 地域における支えあい活動の推進

(9) 子育て支援活動への支援

- ・学区子育てサロンの支援
- ・みどり子育て情報の発行協力
- ・緑区子育て支援ネットワーク連絡会への参加 等

2 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの運営

(2) ボランティア情報発信

- ・ホームページなどを活用した情報発信

(3) ボランティア養成講座の開催

(4) 「緑区地域福祉のつどい」の開催

- ・緑区において地域福祉活動へ取り組まれている方々への顕彰と、区民の地域福祉活動への参加促進

(5) ボラネットみどりの活動支援

(6) ボランティアフェスティバルinみどりの開催（ボラネットみどりと共催）

(7) 名古屋みどり災害ボランティアネットワークとの連携

- ・防災及び災害ボランティアセンターに関する普及啓発等
- ・総合防災訓練における災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施

3 地域支えあい事業の実施

- ・ 鳴子・長根台学区（土曜サロン鳴子）、戸笠学区（カフェ戸笠）、平子学区、黒石学区における住民主体の見守りや相談支援、支えあい活動の支援
- ・ 未実施学区への事業実施に向けた働きかけ

4 福祉教育の支援、推進

- (1) 学校・地域等の福祉教育への協力
 - ・ 高齢者疑似体験、手話、点字など
- (2) 福祉教育資材等（車いす、高齢者疑似体験セット、プロジェクター等）貸出し
- (3) 福祉学習サポーターとの協働による地域ぐるみの福祉教育推進
- (4) 福祉学習サポーターの養成

5 地域のたまり場（ふれあい・いきいきサロン）づくりの支援、推進

- (1) たまり場交流会の開催
- (2) たまり場の担い手の支援・育成
- (3) たまり場実態調査の実施
 - ・ 各たまり場の運営状況等の調査（課題の明確化と、対応策の検討）
- (4) 多様なたまり場づくりの支援

6 生活支援の基盤整備と充実

- (1) 緑区生活支援連絡会の運営
 - ・ 生活支援の環境整備及び充実を図るための協議
 - ・ 緑区地域包括ケア推進会議との連携

7 地域福祉拠点の運営

- (1) 緑区在宅サービスセンターの運営
 - ・ 研修室、ボランティアルーム、点訳室、音訳室の貸出

8 広報・啓発

- (1) 広報紙「みどりのふくし」の発行（年3回）
- (2) 緑区社協ホームページによる情報発信の充実
- (3) ブログによる緑区社協事業等の紹介
- (4) 学区への広報活動等
- (5) 「にじーな」（社協キャラクター）の活用
- (6) 「緑区障害者と区民のつどい」の開催支援

Ⅲ 福祉サービスの実施

- 1 寝具クリーニングサービス事業の実施
- 2 車いす貸出事業の実施
 - ・一時的、短期で車いすが必要となった区民の方に対し、無料で貸出
- 3 車いす用リフト付乗用車貸出事業の実施
 - ・通院等で車いすリフト付乗用車が必要な区民の方に対し、無料で貸出
- 4 点訳・音訳事業の実施
 - ・広報なごやの緑区版や、本会広報紙の点字版や音声版の作成支援

Ⅳ 貸付事業、援護事業等

- 1 愛知県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」窓口業務
- 2 法外援護事業等の実施
 - (1) 低所得者に対する緊急援護（緑区役所福祉部保護係に委託）
 - (2) 生活困窮者に対する食料支援（NPO法人セカンドハーベストと連携）

Ⅴ 助成事業

- 1 赤い羽根共同募金助成事業

緑区のみなさまからお寄せいただいた共同募金の配分金を財源として、緑区内において地域福祉事業に取り組むボランティアグループやNPO等に対して、事業経費の一部を助成。

助成希望団体を募集し、補助事業評価委員会による審査を経て交付先を決定。

募金協力者からの意見がより反映できるよう、補助事業評価委員会を拡充
- 2 ははの箱助成事業

緑区歯科医師会からの特定寄付金を財源として、本会会員及び本会ボランティアセンターに登録しているボランティアグループに対して、その事業や活動に必要な備品を購入するための費用を助成します。

（助成希望団体を募集し、補助事業評価委員会による審査を経て交付先を決定）

VI 受託事業

- 1 名古屋市高齢者はつらつ長寿推進事業「はつらつクラブ」の実施
65歳以上の高齢者を対象として、介護予防や仲間づくり、社会参加などにつなげることを目的に実施。(区内16会場)
魅力ある介護予防・認知症予防プログラム ～シルバー戦隊はつらつレンジャー～
 - (1) 脳トレンジャー「頭健康」
脳トレ、創作活動などによる認知症予防
 - (2) 筋トレンジャー「体健康」
体操、ミニ講座などによる寝たきり防止
 - (3) ハートレンジャー「心健康」
異世代との交流や、グループゲームなどによる閉じこもり防止その他、参加者同士の交流支援、自主活動・地域行事等への参加促進、参加期間終了後の継続的支援などを実施

- 2 名古屋市緑福祉会館・児童館の管理・運営
名古屋市の施設に係る指定管理者制度のもと、特定非営利活動法人こどもNPOとコンソーシアムを組み、指定管理者として選定された団体として、名古屋市緑福祉会館・児童館を管理・運営。
なお、本会は、福祉会館の管理・運営を担当。
 - (1) 趣味の講座や健康教室等の開催
 - (2) レクリエーション活動や同好会活動の支援
 - (3) 認知症予防事業の実施
 - (4) 児童館との合同による「わんさかまつり」の開催
 - (5) 生活相談・健康相談など相談事業の実施
 - (6) 出張講座の開催

VII その他の主要事業

- 1 賛助会員の募集

- 2 区政運営方針記載項目の連携実施
令和2年度緑区区政運営方針「みどりっちプラン」記載項目について、緑区役所緑保健センターと連携・協働して取り組みを進める

- 3 緑区共同募金委員会への協力
 - (1) 赤い羽根共同募金運動への協力
 - (2) 災害義援金の募集・受入等への協力

4 緑区災害ボランティアセンターの運営

地震、水害などの災害発生により、名古屋市が緑区に災害ボランティアセンターを設置した場合、名古屋市との協定に基づき当該センターを運営

平時は、みどり災害ボランティアネットワークと協働し、訓練に参加、啓発

- (1) 区役所での設置運営訓練の実施
- (2) 総合水防訓練における啓発
- (3) 宿泊型防災訓練における啓発
- (4) 総合防災訓練における啓発
- (5) 緑区防災フェスタにおける啓発

5 名古屋市緑区北部いきいき支援センターとの連携・協力

【担当区域（16小学校区）】

旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山

※上記以外の区域は、緑区南部いきいき支援センター（一般財団法人名古屋市療養サービス事業団が受託）が担当。

- (1) 総合相談支援・権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、認知症家族支援事業、見守り支援事業の運営
- (2) 緑区地域包括ケア推進会議及び認知症専門部会の事業運営
- (3) 『認知症の方にやさしい店』の啓発と『認知症カフェ』の拡充
- (4) 介護予防の取り組みの啓発と推進
- (5) 介護支援専門員向けの研修会や医療相談支援事業の実施

6 名古屋市社会福祉協議会緑区介護保険事業所への協力

名古屋市社会福祉協議会が事業者として実施するなごやかヘルプ事業、居宅介護支援事業へ協力。

7 職員の資質向上・組織力の強化

区民サービス向上のため、職員個々の資質の向上を図るとともに、職種間連携を常に意識し、社協の持てる全機能を総合的に区民に提供できるよう努める



緑区社協マスコットキャラクター にじーな